



令和7年度新居浜市職員採用候補者登録試験 (アルムナイ採用) 案内

- ・郷土愛を持ち、**チャレンジ**精神旺盛な職員
- ・**コスト**意識を持ち、市民の視点でスピーディに行動できる職員
- ・プロ意識と熱意を持ち、時代に即応して変革(**チェンジ**)できる職員 を求めています。

受付期間	令和7年11月4日(火)10時00分～11月28日(金)23時59分 ※すべての試験区分において、インターネットによる電子申請(パソコン又はスマートフォン等)で申込みをしてください。
第1次試験	書類審査と新居浜市在職中の人事評価で判定します。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
建築技術		本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
土木技術		
電気技術		
機械技術		
社会福祉		本庁又は出先機関に勤務し、社会福祉業務に従事します。
保健師		本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。
保育士		保育園等に勤務し、保育士業務などに従事します。

2 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
(9 参考 地方公務員法抜粋を参照)
- (3) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの



試験区分	受験資格等	年 齢
一般事務 建築技術 土木技術 電気技術 機械技術 社会福祉 保 健 師 保 育 士	次の①から②まで全て満たす必要があります。 ①令和7年11月1日現在、新居浜市職員（※1）を離職していること。 ②新居浜市職員（※1）として、受験する試験区分と同一の職種において、5年以上在職期間（※2）（※3）を有する者。 （※1）任期付職員、特別職、非常勤職員（会計年度任用職員等）及び臨時的任用職員は除く。 （※2）休業等（病気休暇、休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その全期間は在職期間から除く。 （※3）新居浜市から割愛職員として、国家公務員等に任用されていた期間は在職期間に含む。	昭和45年4月2日以降に生まれた者

3 試験の方法

段階	内 容	
1次試験	書類選考	
2次試験	第1次試験の合格者を対象に1月下旬頃実施の予定です。	
	口述試験	面接試験などを実施します。

4 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。			

5 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。この名簿の有効期間は、原則として、令和8年4月1日から1年間とします。

6 給 与

給料月額、かつて新居浜市職員であった際の給料月額を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。

新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により支給されます。このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7 問合わせ先及び受験手続

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1213

新居浜市HP <https://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

全職種インターネットによる電子申請（パソコン又はスマートフォン等）で申込みをしてください。

申込方法	詳細については、 別紙 「新居浜市職員採用候補者登録試験申込方法」をご確認ください。
受付期間	令和7年11月4日（火）10時00分～11月28日（金）23時59分

8 参考（地方公務員法-抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者